

いじめ等防止基本方針

丸亀市立飯山南小学校

令和5年4月

目次

○ はじめに	1
第1章 いじめ等の防止に向けた基本的な方針	1
1 基本理念	
2 定義	
第2章 いじめ等の防止のための対策	2
1 いじめ等防止の基本方針	
2 いじめ等対策委員会の設置	
3 いじめ等の未然防止	
第3章 重大事態への対処	5
1 重大事態の意味	
2 重大事態への対処	
○ いじめ事案発生時の対応（フローチャート）	7
○ 重大事態発生時の対応・調査体制（フローチャート）	8
○ 早期発見・事案対処マニュアル	9
○ いじめ等防止プログラム	10

はじめに

「いじめ」とは、

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言います。（いじめ防止対策推進法）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

したがって、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも、起こり得るもの」であるとの認識を強く持ち、本校においては、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等への対応を組織的に取り組むこととします。

第1章 いじめ等の防止に向けた基本的な方針

1 基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、地域社会の宝です。児童の健全な成長は、地域社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて、最も大切なことです。いじめ等は、児童の健やかな成長を阻害するだけでなく、将来への希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであることから、いじめ等の防止のための基本となる認識を次の通り示します。

- (1) いじめ等は、被害を受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するなどのおそれがあり、人として決して許される行為ではない、との毅然とした姿勢を示します。
- (2) いじめ等は、どの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であり、いじめ等の防止の対策は、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く地域社会全体で真剣に取り組めます。
- (3) 飯山南小学校及び本校の教職員は、いじめ防止対策推進法及び丸亀市いじめ等防止基本方針に基づき、在籍する児童の保護者、地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ等の防止に取り組めます。また、在籍する児童がいじめ等を受けていると思われる時は、当該児童を徹底して守るとともに、早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処します。

2 定義

この基本方針において「いじめ」とは、いじめ等防止対策推進法第2条第1項にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って、当該児童が心身の苦痛を感じているかどうかで判断します。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第2章 いじめ等の防止のための対策

1 いじめ等防止の基本方針

- (1) いじめ等防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめ等に対し、組織的に一貫した対応を行います。
- (2) 児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送る上で、安心感を与えるとともに、いじめ等の加害行為を抑止します。
- (3) 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努めたり、児童が教職員に相談しやすくなるよう教育相談体制を整えたりして、児童が示す変化を見逃さず、いち早く把握できるよう努めます。

2 いじめ等対策委員会の設置

- (1) 本校におけるいじめ等の防止に関する措置を実効的に行うため、常設のいじめ等防止対策委員会を設置します。

- (2) いじめ等防止対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係学級担任とし、必要に応じてスクールカウンセラーも参加します。
- (3) いじめ等の防止が専門的知識に基づき適切に行われるよう、必要に応じて、心理や福祉の専門家、関係機関と連携をとります。
- (4) いじめ等防止対策委員会は、校長の監督のもと、丸亀市基本方針に基づき、いじめ等の防止に関する措置を実効的に行うため、定期的を開催し、組織的・実効的に取り組めるようにします。

3 いじめ等の未然防止

- (1) いじめ等がどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめ等の未然防止に向けて、児童の心の通い合うコミュニケーション能力をはぐくみ、自己有用感、自尊感情を高めることに努め、「丸亀市学校教育方針」のひとつである「楽しい学校・学級づくり」を推進します。
- (2) すべての児童に「いじめ等は決して許されない」ことへの理解を促すとともに、自分や他者を大切に思えるよう自己肯定感の醸成に努めます。
- (3) 児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。
また、全校児童がいじめ等を自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。
- (4) いじめ等の防止や生命尊重等に向けて、道徳教育及び体験活動等を推進し、その充実を図ります。
- (5) 生活委員会を中心とした児童会活動による啓発や、「人権月間」等の機会を捉えて、児童がいじめ等を自分たちの問題として考え、主体的にいじめ等の防止に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめ等を防止するため、児童への情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。
- (7) いじめ等の防止に関する学校の取組について、保護者への啓発に努めるとともに、いじめ等の防止に向けて、保護者や関係機関等との積極的な連携に努めます。特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しておきます。
- (8) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめの助長になつたりしないように、指導の仕方に注意を払います。

4 いじめ等の早期発見

- (1) 日常的な観察を通して、すべての教職員が、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように努めるとともに、僅かな変化でも、いじめではないかという視点で迅速に関わりをもち、いじめの認知を行っていきます。
- (2) ささいな兆候であっても、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努めます。
- (3) 毎日、担任と保護者・児童とが日々の学校生活や家庭生活についてやりとりする「連絡帳」等を活用して、学校生活や交友関係など、気になる兆候等の把握に努めます。
- (4) いじめ等の実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせで実施します。
- (5) 児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、毎月第一月曜日を「教育相談の日」として児童が教職員の誰にでも相談できる雰囲気醸成に努めるとともに、定期的にスクールカウンセラー等の専門家による教育相談を実施します。
- (6) 児童が欠席した場合には、家庭との連絡を密に取り、いじめ等が欠席の理由や原因になっていないか、的確に把握します。

5 いじめ等への早期対応

- (1) 教職員は、いじめ等の通報・相談を受けた時、または、児童がいじめ等を受けていると思われる行為を発見した時は、その場でその行為を止めさせ、速やかにいじめ等防止対策委員会に報告します。
- (2) 教職員は、いじめ等の通報を受けた場合、その他在籍する児童がいじめ等を受けていると思われる時は、当該児童に係るいじめ等の事実の有無の確認を行い、速やかに教育委員会に報告します。ただし、いじめ等に関する事実確認は、一部の教職員だけでなく、いじめ等防止対策委員会において行い、適切に判断します。
- (3) いじめ等があることが確認された場合には、迅速にいじめ等の解決に取り組み、その結果を教育委員会に報告します。
- (4) いじめ等の再発を防止するため、いじめ等を受けた児童、または、その保護者に対する支援、及びいじめ等を行った児童に対する指導、または、その保護者に対する助言を継続的に行います。その際、香川県教育委員会所属のスクールカウンセラー、丸亀市教育委員会学校サポート室の支援を要請します。さらに、心理や福祉の専門家、弁護士、医師その他の専門的知識を有する者の協力が必要であると判断する時は、必要な人材の派遣を市教育委員会に要請します。

また、いじめ等の再発を防止するために、必要に応じて、当該児童の個人情報に留意しつつ、学校、家庭、関係機関、地域社会の連携を図り、協力を得ます。

- (5) 教職員が、いじめ等を受けた側、した側双方の児童、保護者の支援または指導・助言を行う場合は、双方で争いが起きることがないように、いじめ等の事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講じます。
- (6) いじめ等を受けた児童に関して、いじめ等の事実、学校の指導・支援について個別の記録を作成します。
- (7) 個別記録を保存し、個人情報の保護に留意しつつ、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ、情報提供できる体制を構築します。
- (8) すべての教職員は、いじめ等が発生した場合、相互に積極的に情報交換し、緊急の会議や個別記録等により、情報を共有して、適宜適切に対応します。
- (9) いじめ等の被害を受けた児童だけではなく、いじめ等の存在を大人に知らせた児童が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- (10) いじめ等が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育上の配慮の観点から、いじめ等を受けた児童や保護者の意向等を踏まえた上で、教育現場における対応を尊重しつつ、所轄警察署と連携して、これに対処します。

いじめ等の行為が犯罪行為として取り扱われるべきか否かの判断及び所轄警察署との連携については、平成 25 年 5 月 16 日付文部科学省初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」に基づき対応します。
- (11) いじめ等が原因や背景となって児童が欠席している場合は、いじめ等防止対策委員会を中心に早急にいじめ等の解消に取り組むとともに、継続的に当該児童及びその保護者を支援します。
- (12) いじめ等が起きた集団の、いじめ等を受けた児童及びいじめ等を行った児童だけでなく、その他の児童にも、いじめ等を自分の問題として捉えさせ、いじめ等は絶対に許されない行為であるとの意識を高め、根絶の姿勢へと導くように努めます。

いじめと認知された事案においては、必要に応じて、スクールカウンセラーや丸亀市教育委員会等の支援を要請し、解決に取り組みます。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

重大事態とは、推進法第 28 条題 1 項各号において規定された次の状況をいう。

- (1) いじめ等により、在籍する児童の生命、心身また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

(2) いじめ等により、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

また、児童や保護者からいじめ等を受けて重大事態に至ったという申し出があった場合は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たります。

2 重大事態への対処

- (1) 報告したいじめ等の事案が、重大事案であると教育委員会に判断された場合は、「いじめ等重大事態発生報告書」を作成し、当該文書をもって直ちに丸亀市長に報告します。
- (2) 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、聴き取りによる調査、質問票の使用、その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- (3) 調査を実施するに当たっては、いじめ等を受けた児童及びその保護者の要望を十分に把握するとともに、調査により当該事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されたり、情報を提供してくれた児童が新たな被害に遭ったりすることのないよう配慮する等、いじめ等を受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを優先します。
- (4) 学校が調査の主体となる場合、必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を教育委員会に要請します。
- (5) 学校が調査を行う場合は、いじめ等防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する者を加えた組織が行い、「いじめ等重大事態調査結果報告書 ※学校用」を教育委員会に提出します。

第4章 その他

なお、この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

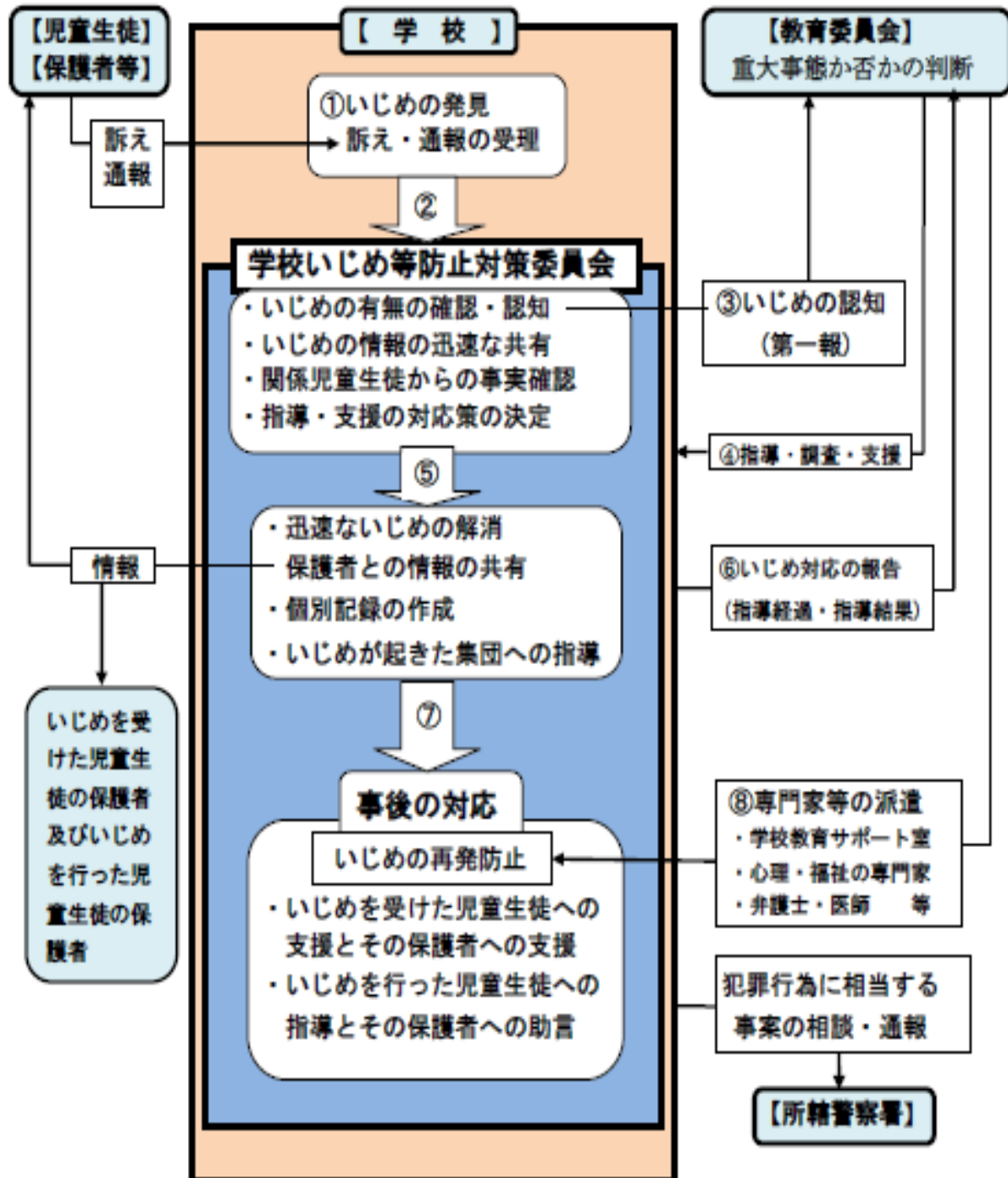
附則 この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年11月16日一部改訂

平成30年4月27日改訂

いじめ事案発生時の対応(フローチャート)

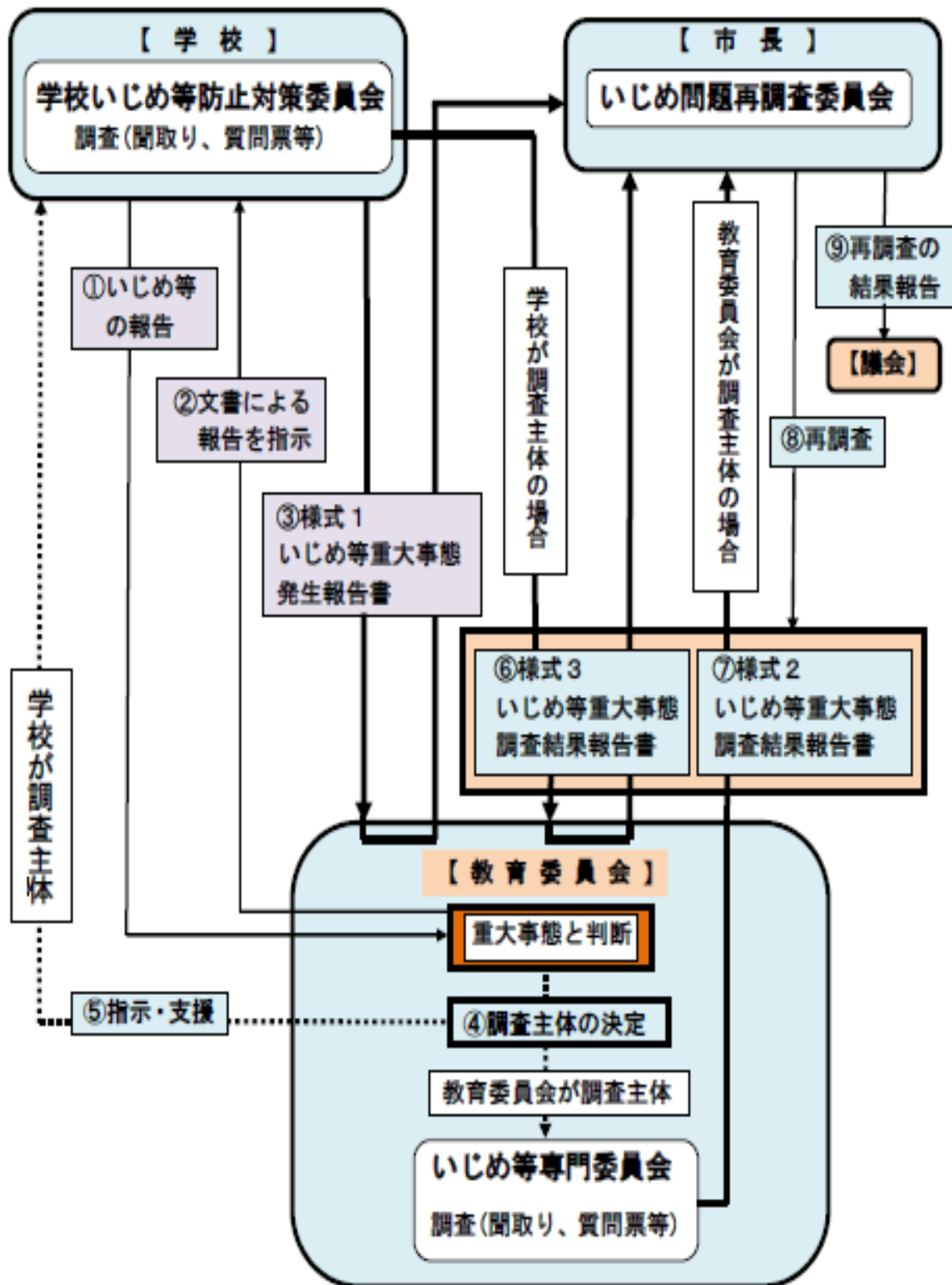
※ ①～⑧は対応等の手順を示す



※ いじめのみならず、暴力行為等の問題行動についても、このフローチャートに準じて活用することができる。

重大事態発生時の対応・調査体制(フローチャート)

※ ①～⑨は対応等の手順を示す



早期発見・事案対処マニュアル

いじめの把握

- | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|
| ○教職員による発見 | ○アンケート調査による発見 | ○本人からの訴え |
| ○本人以外の児童(生徒)からの情報 | ○地域住民等からの情報 | ○関係機関からの情報 |
| ○本人の保護者からの情報 | ○本人以外の児童(生徒)の保護者からの情報 | ○その他 |



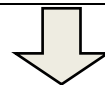
いじめの報告

○把握者 → (学級担任) → いじめ等対策委員会担当(生徒指導担当等) → 教頭 → 校長



いじめ等対策委員会の開催

- | | | | |
|----------------------------------|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 事実確認 | <input type="checkbox"/> いじめの認知 | <input type="checkbox"/> 指導方針の決定 | <input type="checkbox"/> 役割分担(対応チームの編成) |
| <input type="checkbox"/> 個別指導の検討 | <input type="checkbox"/> 全教職員による共通理解の形成 | <input type="checkbox"/> 市教育委員会への報告(第一報) | |



いじめへの対処(いじめ等対策委員会による対処)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ○いじめを受けた児童(生徒)への支援 | ○いじめを行った児童(生徒)への指導 |
| ○周囲の児童(生徒)への働きかけ | ○いじめを受けた児童(生徒)の保護者への支援 |
| ○いじめを行った児童(生徒)の保護者への助言 | ○臨時のアンケート調査 |
| ○市教委サポート室・関係機関への支援要請 | ○個別記録の作成 |
| ○市教育委員会へのいじめ対処の結果報告 | |

	いじめを受けた児童(生徒)	いじめを行った児童(生徒)	周囲の児童(生徒)
校 内	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの行為から、徹底して守り通す。 ・ 安全確保のための巡視体制を強化する。 ・ 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高めるなど、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者の人権を犯す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 ・ いじめは絶対に許されないことを自覚させる。 ・ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ・ いじめを傍観したりはやし立てたりする行為は、許されないことに気付かせる。 ・ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団を作ることの大切さを自覚させる。
保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する事実経過を説明する。 ・ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実経過を説明し、家庭における指導を助言する。 ・ いじめを受けた児童(生徒)及び保護者への謝罪について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童(生徒)及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等などについて協力を求める。

再発防止に向けた取組

<p>○ 原因の詳細な分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の整理、指導方針の再確認 ・ 必要に応じて外部の専門家による助言 <p>○ 学校体制の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導体制の点検・改善 ・ 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請 ・ 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 	<p>○ 教育内容、指導方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の居場所づくり、絆づくり等、学級経営の見直し ・ 豊かな心を育てる指導の工夫 ・ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導等、授業改善の取組 	<p>○ 家庭、地域との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育方針などの情報提供や教育活動の積極的公開 ・ 保護者アンケートや学校運営協議会委員の意見に基づく学校評価の実施 ・ P T A活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成
---	--	---

《 いじめ等防止プログラム 》

	楽しい学校・学級づくり	いじめ等対策委員会の活動	教員研修
4月	○学習及び生活の基礎づくり (年間を通して) ・学習規律 ・学習習慣 ・基本的な生活習慣 ○思いやりコーナーの充実 ○いじめ防止に関する啓発	○生徒指導委員会(いじめ等防止対策)を毎週、終礼時に行う。	○いじめ防止の基本方針について、職員会議で周知徹底する。 ○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
5月	○アンケート「先生あのね」の実施 ○道徳の日を兼ねた運動会に向けた取組	○生徒指導委員会(いじめ等防止対策)を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
6月	○アンケート「先生あのね」の実施	○生徒指導委員会(いじめ等防止対策)を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
7月	○アンケート「先生あのね」の実施 ○夏休み前の指導	○生徒指導委員会(いじめ等防止対策)を毎週、終礼時に行う。 ○保護者アンケートを実施する。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
8月		○校外補導(安全パトロール)を実施する。	○保護者アンケートの分析結果をもとにした研修を行う。
9月	○アンケート「先生あのね」の実施	○保護者アンケートの結果を周知する。 ○生徒指導委員会(いじめ等防止対策)を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。

	楽しい学校・学級づくり	いじめ等対策委員会の活動	教員研修
10月	○アンケート「先生あのね」の実施 ○児童会を中心とした「なかよし宣言」の作成 ○道徳の日を兼ねた「ともだち集会」に向けた取組	○生徒指導委員会（いじめ等防止対策）を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。 ○職員会で「ともだち集会」の実施計画を共有し、ねらいに沿い、学年団で内容を検討する。
11月	○「ともだち集会」の実施 ○アンケート「先生あのね」の実施	○生徒指導委員会（いじめ等防止対策）を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
12月	○アンケート「先生あのね」の実施 ○冬休み前の指導	○保護者アンケートを実施する。 ○生徒指導委員会（いじめ等防止対策）を毎週、終礼時に行う。 ○校外補導（安全パトロール）を実施する。	○保護者アンケートの分析結果をもとにした研修を行う。 ○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
1月	○アンケート「先生あのね」の実施	○保護者アンケートの結果を周知する。 ○生徒指導委員会（いじめ等防止対策）を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
2月	○アンケート「先生あのね」の実施 ○道徳の日を兼ねた「6年生を送る会」に向けた取組	○生徒指導委員会（いじめ等防止対策）を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。
3月	○アンケート「先生あのね」の実施 ○春休み前の指導	○生徒指導委員会（いじめ等防止対策）を毎週、終礼時に行う。	○小さな変化も見逃さないで、気になる児童の情報を共有する。 ○次年度に引き継ぐ。